

盛岡市耐震改修促進計画(案)について

平成 19 年 11 月 26 日
都 市 整 備 部

1 計画策定の背景・趣旨

近年、各地で大きな地震が頻発しており、多数の建築物に被害を受け貴重な人命や財産が失われております。地震による死亡者の約 9 割が建物の倒壊等によるものとなっており、耐震性が不十分な旧耐震基準による住宅や特定建築物(一定規模以上の学校、病院、百貨店、事務所等)について耐震改修の促進が重要となっております。

平成 18 年 1 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、都道府県においては策定が義務付けられ、市町村においては努力義務とされたところであります。平成 19 年 1 月に岩手県において「岩手県耐震改修促進計画」が策定されました。それを受け県内 31 市町村(88%)が平成 19 年度中の策定に向け取り組んでおります。

当市においても、耐震診断や耐震改修の推進は取組むべき重要な課題となっており、公共及び民間建築物の耐震化を図る計画的な耐震対策を実施するため、策定するものです。

2 計画の期間

平成 19 年度～平成 27 年度

3 計画の概要

○耐震化の目標

- ・住宅及び多数の者が利用する建築物

① 耐震化の現状(平成 18 年度)

住 宅 …… 総数約 114,000 戸のうち約 86,000 戸(約 75%)が耐震性ありと推計されています。

多数の者が利用する建築物 …… 総数約 1,000 棟のうち約 600 棟(60%)が耐震性ありと推計されています。

② 耐震化の目標(平成 27 年度)

住 宅 …… 耐震化率を 90% とすることを目標とします。

多数の者が利用する建築物 …… 耐震化率を 82% とすることを目標とします。

○耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- ・市有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等
- ・民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり
- ・耐震対策推進に向けた組織作り、住民への情報提供耐震診断の普及・啓発

○耐震改修促進法・建築基準法による指導

- ・対象建築物に文書指導を実施(約 250 棟)

～重点的対応建築物(約 70 棟)

3 年に 1 度の現地指導、耐震化が具体化されない建築物については順次指示を行い、結果、具体的な対応予定等が示されないものについては、公表をするなどの処置を行う。

4 今後のスケジュール

平成 19 年 11 月 26 日 市議会全員協議会で促進計画案の説明

平成 19 年 12 月中旬 パブリック・コメントの実施～平成 20 年 1 月中旬

平成 20 年 1 月下旬 庁議報告

公表

市議会議員全員協議会資料

平成19年11月26日

都市整備部

盛岡市耐震改修促進計画(案)

平成19年 月

盛 岡 市

目 次

盛岡市耐震改修促進計画の概要	1
序 章　はじめに	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の性格	3
3 計画の期間	3
※ 凡例・用語	4
第1章　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	5
1 想定される地震の規模、被害の状況	5
2 耐震化の目標等	5
(1) 住宅及び多数の者が利用する建築物	6
(2) 公共建築物	7～9
第2章　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	10
1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針	10
(1) 役割分担の考え方	10
2 市が取り組む具体的な施策の方向	10
(1) 市有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等	10～11
(2) 民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり	12
(3) 技術者の育成と安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備	13
(4) 耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発	13
(5) 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進	14
(6) 避難路等の現況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備	15
第3章　耐震改修促進法・建築基準法等による指導等の方針	16
1 指導等の基本的な考え方	16
2 対象建築物の区分	16
3 指導等の方針	17
(1) 重点的対応建築物への対応	17
(2) それ以外の建築物への対応	17
4 建築基準法による勧告・命令の実施	17
第4章　その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	18
1 「盛岡市耐震改修促進計画進捗管理委員会(仮称)」の設置	18
2 「岩手県耐震改修促進協議会」への参加	18
【参考資料】	
◎盛岡市・岩手県耐震改修促進計画策定会議及び幹事会の開催経過	19～20
◎盛岡市耐震改修促進計画策定スケジュール	21
◎盛岡市耐震改修促進計画策定会議設置要領	22
◎多数の者が利用する建築物	23
◎地域防災に関する地図	24～26
◎建築物の耐震改修の促進に関する法律(抄)	27～29
◎建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令	30～33
◎建築基準法(抄)	34

3ページ以降の計画本文の要点を計画の概要としてまとめました。

盛岡市耐震改修促進計画の概要

◎ 計画策定の趣旨

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や宮城県沖地震の発生の切迫性や、近年各地で大きな地震が頻発、多数の被害が発生していることを考えれば、建築物の耐震診断・耐震改修の推進は本市においても取り組むべき重要な課題
- 耐震改修促進法が改正され、市町村でも耐震改修促進計画を定めるよう努めることとされた
- 以上のことから、計画的に建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図るため、計画を策定しようとするもの

◎ 計画の期間

平成19年度～平成27年度

◎ 耐震化率の目標

用 途 等	平成18年度(現状)	平成27年度(目標)
住 宅	75%	90%
多数の者が利用する建築物	60%	82%
うち市営住宅	56%	100%
うち学校	56%	75%
うち市立学校	55%	75%
うち私立学校	59%	73%
うち病院	46%	62%
うち市立病院	100%	100%
うち民間病院	44%	60%
うち市有庁舎等	58%	83%
うち市有体育施設等	50%	78%
うち社会福祉施設等	60%	80%
うち市有施設	0%	60%
うち民間施設	80%	87%
公民館等	67%	85%

◎ 耐震診断の目標

用 途 等	目 標
住宅	平成21年度までに600戸、平成22年度から平成27年度までに500戸、合計1,100戸で実施
多数の者が利用する建築物	平成27年度までに100棟で実施
公共建築物 (公営住宅・学校・病院・庁舎)	平成27年度までに、旧耐震基準の建築物の耐震診断率を100%とする。

◎ 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

○役割分担

所有者等……………第一に耐震化に取り組む

県……………市町村の取組みの支援、住民・市町村等への情報提供、
県有施設の耐震化の率先実施

市……………所有者等への働きかけ、所有者等の取組みの支援、市有
施設の耐震化の率先実施

建築関係団体……………普及・啓発や相談対応

○市の施策

(1) 市有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等

市立学校、市有庁舎、災害非難収容施設の耐震化 等

(2) 民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり

木造住宅耐震診断支援、木造住宅耐震改修支援 等

(3) 技術者の育成と安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備

岩手県耐震診断士、耐震改修事業者等の専門家の登録情報提供 等

(4) 耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発

耐震対策推進に向けた組織づくり、住民への情報提供・耐震診断の普及・啓発 等

(5) 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

震災時の拠点となる建築物の機能確保、緊急輸送道路の確保、ブロック塀等の
安全対策 等

(6) 避難路等の現況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

避難場所や防災拠点等に通じる避難路・細街路等を調査 等

◎ 耐震改修促進法・建築基準法等による指導等の方針

○重点的対応建築物(対象：約70棟)

文書指導……………建築物防災週間を活用して集中的に実施

現地指導……………少なくとも3年に1度実施

耐震改修促進法による指示……………指導の結果、耐震化が具体化されない建築
物について、平成25年度から順次実施

耐震改修促進法による公表……………指示の結果、具体的な対応が示されない建
築物について実施

建築基準法による勧告・命令……………公表後も、耐震改修等を行わない建築物に
ついて実施

○その他の建築物(対象：約160棟)

継続的に文書指導を実施

◎ その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

○「盛岡市耐震改修促進計画進捗管理委員会(仮称)」の設置

耐震改修促進計画策定会議の委員とし計画の進捗管理等

○「岩手県耐震改修促進協議会」への参加

県・市町村・建築関係団体等の関係者からなる協議会で耐震化を促進

序 章 はじめに

1 計画策定の趣旨

- 平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、このうち、4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。
- また、近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成19年3月には能登半島地震、7月には新潟県中越沖地震など大地震が頻発しており、全国いつどこで発生してもおかしくない状況にあると考えられます。
- 岩手県周辺でも、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や宮城県沖地震の発生の切迫性が指摘されており、建築物の耐震診断や耐震改修の推進は、本市においても取り組むべき重要な課題です。
- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号：以下「耐震改修促進法」という。)」が平成17年11月7日改正、平成18年1月26日に施行され、都道府県が「都道府県耐震改修促進計画」を策定することとされ、平成19年1月に岩手県において「岩手県耐震改修促進計画」が策定されました。
- 耐震改修促進法が改正され、市町村においても耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとするとされました。また、「岩手県耐震改修促進計画」においても市町村における計画策定の取り組みを指導、支援することとされています。
- 以上のことから、市では計画的に建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図ることを目的に、「盛岡市耐震改修促進計画」を策定しようとするものです。

2 計画の性格

- この計画は、耐震改修促進法第5条第7項に基づき「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）」及び「岩手県耐震改修促進計画」を勘案して策定しており、本市の建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るために指針となるものです。
- なお、この計画は、喫緊の課題である「建築物の耐震化」の対策を主眼にしていますが、本市の地震防災対策の基本は「盛岡市地域防災計画」に記載されていることから、この計画の内容についても同計画に反映させていくこととします。

3 計画の期間

平成19年度から平成27年度までの9年間

※ 凡例・用語

盛岡市耐震改修促進 計画における表記	内 容
耐震改修促進法	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)
耐震診断	地震に対する安全性を評価すること
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすること
所管行政庁	建築主事を置く市町村(建築基準法(昭和25年法律第201号)第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村を除く)については当該市町村長、その他の市町村については知事。(盛岡市については盛岡市長、その他の市町村については知事)
多数の者が利用する 建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)第2条第2項に規定する規模以上の建築物(建築物の用途に応じて、階数3以上かつ1,000m ² 以上等。21ページ参照)
旧耐震基準	昭和56年5月31日以前に着工した建築物に適用されていた、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
新耐震基準	昭和56年6月1日以後に着工する(した)建築物に適用される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
特定建築物	多数の者が利用する建築物であって旧耐震基準の適用を受けるもののうち、いわゆる「既存不適格」の建築物

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害の状況

- 地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、次の「宮城県沖地震(1978年に宮城県沖で発生したマグニチュード(M)7.4の地震に代表される、陸寄りの海域を震源域として繰り返し発生する大地震)」が発生する確率は、平成19年1月から10年以内では60%程度、30年以内では99%となっています。県南部を中心に、県内の広い地域において震度5弱から震度6弱の強い揺れが想定され、盛岡市においては震度5弱程度と予測されています。
- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、岩手県においては、沿岸を中心として14市町村が、地震防災対策推進地域に指定されています。また、岩手県がこれまで行った地震被害想定調査等によれば、活断層による内陸直下型地震や三陸沖北部の地震では、全市町村において、震度5弱から震度6弱の強い揺れが想定されています。
- 盛岡市地域防災計画では、想定地震を市南西部に分布する花巻断層帯による直下型地震(マグニチュード7.3)としており、推定震度は5弱から6強で建物は木造と非木造併せて約18%に被害が発生すると予測しています。

被害予測結果：発生時季（冬季の夕方）

人的被害	死者	412人
	負傷者	2,315人
	被災者	48,045人
建物被害	木造建物被害棟数	16,939棟
	非木造建物被害棟数	205棟

資料 地域防災計画 平成15年2月（玉山区含まず）

2 耐震化の目標等

(1)住宅及び多数の者が利用する建築物

①耐震化の現状(平成18年度)

住 宅 …… 総数約114,000戸のうち約86,000戸(約75%)が耐震性有りと推計されています。

多数の者が利用する建築物 …… 総数約1,000棟のうち約600棟(60%)が耐震性有りと推計されています。

②耐震化の目標(平成27年度)

住 宅 …… 耐震化率を90%とすることを目標とします。

多数の者が利用する建築物 …… 耐震化率を82%とすることを目標とします。

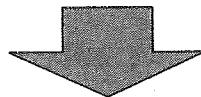
③耐震診断の目標

住 宅 …… 旧耐震基準による住宅について平成21年度までに600戸、平成22年度から平成27年度までにさらに500戸の耐震診断が行われることを目標とします。

多数の者が利用する建築物 …旧耐震基準による建築物で耐震診断未実施のもののうち、建替えや用途廃止等が決定しているものを除き、平成27年度までに100棟において耐震診断が行われることを目標とします。

住宅及び多数の者が利用する建築物

用 途 等	平成18年度(現状)				
	総数 A	旧耐震基準による建築物 B	耐震性有り C	新耐震基準による建築物 D	耐震化率 E
住宅	114,550	33,160	4,710	81,390	75%
多数の者が利用する建築物	1,016	459	82	557	62%



用 途 等	平成27年度(目標)						
	総数 F	旧耐震基準による建築物 G	現状で耐震性有り H	平成27年度までに改修 I	新耐震基準による建築物 J	耐震化率 K	
住宅	119,600	15,000	2,110	530	104,600	90%	
多数の者が利用する建築物	1,133	442	98	138	691	82%	

※単位：戸(住宅)、棟(多数の者が利用する建築物)

※規模要件 (住宅を除く)	小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校	階数2以上かつ1,000m ² 以上
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500m ² 以上
	老人ホーム、老人福祉センター等	階数2以上かつ1,000m ² 以上
	上記以外の学校、病院、庁舎、その他	階数3以上かつ1,000m ² 以上

・市立学校の棟数は文部科学省調査基準による。

※耐震化率： E=(C+D)/A 、 K=(H+I+J)/F

(2) 公共建築物

※市営住宅、庁舎等、体育施設等、公民館等は市有施設のみの数値。学校、病院、社会福祉施設等については市有施設と民間施設を合わせた数値。(具体的な凡例については9ページを参照願います。)

①耐震化の現状(平成18年度末)

市営住宅 61棟のうち34棟(56%)が耐震性有りと推計されています。

学 校 347棟のうち194棟(56%)が耐震性有りと推計されています。

このうち市立学校については、325棟のうち181棟(55%)が耐震性有りと推計されています。

病 院 26棟のうち12棟(46%)が耐震性有りと推計されています。

このうち市立病院については、1棟のうち1棟(100%)が耐震性有りと推計されています。

庁舎等 12棟のうち7棟(58%)が耐震性有りと推計されています。

体育施設等 8棟のうち4棟(50%)が耐震性有りと推計されています。

社会福祉施設等 20棟のうち12棟(60%)が耐震性有りと推計されています。

このうち市立の福祉施設5棟すべてが旧耐震基準による建築物です。

公民館等 12棟のうち8棟(67%)が耐震性有りと推計されています。

②耐震化の目標(平成27年度)

市営住宅 耐震化率を100%とすることを目標とします。

※用途廃止等の計画があるものを除きます。

学 校 耐震化率を75%とすることを目標とします。

このうち市立学校については、耐震化率を75%とすることを目標とします。

病 院 耐震化率を62%とすることを目標とします。

このうち市立病院については、耐震化率100%を維持します。

庁舎等 耐震化率を83%とすることを目標とします。

体育施設等 耐震化率を78%とすることを目標とします。

社会福祉施設等 耐震化率を80%とすることを目標とします。

このうち市立の施設については、耐震化率を60%とすることを目標とします。

公民館等 耐震化率を85%とすることを目標とします。

③耐震診断の現状(平成18年度末)

市営住宅……旧耐震基準の27棟中2棟(7%)の耐震診断を実施しました。

学校……旧耐震基準の193棟中172棟(89%)の耐震診断を実施しました。
このうち市立学校については、181棟中169棟(93%)の耐震診断を実施しました。

病院……旧耐震基準の15棟中3棟(20%)の耐震診断を実施しました。

庁舎等……
体育施設等……
社会福祉施設等……
公民館等……} 旧耐震基準の21棟全てが耐震診断未実施となっています。
※平成19年度に市庁舎の耐震診断が実施されます。

④耐震診断の目標

旧耐震基準による公共建築物で耐震診断未実施のものについて、建替えや用途廃止が決定しているものを除き、平成27年度までに耐震診断率を100%とする目標とします。

公共建築物

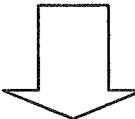
用 途 等	平成18年度(現状)						
	総数	旧耐震基準による建築物				新耐震基準による建築物	耐震化率 (推計値)
		A	B	C	C/B		
市営住宅	61	27	2	7%	0	34	56%
学校	347	193	172	89%	40	154	56%
うち市立	325	181	169	93%	37	144	55%
うち私立	22	12	3	25%	3	10	59%
病院	26	15	3	20%	1	11	46%
うち市立	1	0	0	0%	0	1	100%
うち民間	25	15	3	20%	1	10	44%
庁舎等	12	5	0	0%	0	7	58%
体育施設等	8	4	0	0%	0	4	50%
社会福祉施設等	20	8	0	0%	0	12	60%
うち市立	5	5	0	0%	0	0	0%
うち民間	15	3	0	0%	0	12	80%
公民館等	12	4	0	0%	0	8	67%

※庁舎等(主に事務庁舎)

体育施設等(体育館・地区活動センター)

社会福祉施設等(保育所・児童・老人福祉施設)

公民館等(会館・図書館)



用 途 等	平成27年度(目標)						
	総数	旧耐震基準による建築物				新耐震基準による建築物	耐震化率 (推計値)
		H	I	J	K		
市営住宅	53	18	0	0	18	35	100%
学校	347	193	40	66	154	154	75%
うち市立	325	181	37	63	144	144	75%
うち私立	22	12	3	3	10	10	73%
病院	26	15	1	4	11	11	62%
うち市立	1	0	0	0	1	1	100%
うち民間	25	15	1	4	10	10	60%
庁舎等	12	4	0	2	8	8	83%
体育施設等	9	4	0	2	5	5	78%
社会福祉施設等	20	8	0	4	12	12	80%
うち市立	5	5	0	3	0	0	60%
うち民間	15	3	0	1	12	12	87%
公民館等	13	3	0	1	10	10	85%

※用途廃止等の計画のあるものは除く

※単位：棟(市立学校の棟数は文部科学省の調査基準による。)

※規模要件

小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校	階数2以上かつ1,000m ² 以上
幼稚園	階数2以上かつ500m ² 以上
上記以外の学校、公営住宅、病院、庁舎	階数3以上かつ1,000m ² 以上

※耐震化率：G = (D+E)/A 、 M=(J+K+L)/H

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針

(1) 役割分担の考え方

①住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠であり、まずは、所有者等が耐震化に取り組む必要があります。

②県の役割

岩手県耐震改修促進計画では次のように役割を定めております。

- ・市町村が行う耐震診断・耐震改修の促進への取組みが円滑に進むよう支援します。
- ・耐震診断や耐震改修には、一定の技術的な知識等が必要であり、また、耐震診断・耐震改修を行う業者は、1市町村にとどまらず営業活動を行っていることを踏まえ、住民や市町村に対する耐震診断・耐震改修の情報提供や業者の育成などを行います。
- ・県有施設が防災対策上重要な位置づけにあることが多いこと、県有施設の耐震化に対する積極的な取組みが普及啓発の観点からも重要であることから、率先して耐震診断・耐震改修に取り組みます。
- ・県が所管する民間等の学校、病院等の公共建築物について、設置主体に対して耐震診断・耐震改修を促進するよう啓発等を行います。

③市の役割

- ・住民にもっとも身近な行政主体として、住宅・建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修に取り組んでいただくよう、直接かつ第一義的な所有者等への働きかけを行います。
- ・住宅・建築物の所有者等が耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備や耐震診断・耐震改修に係る所有者等の負担軽減のための事業主体として取り組みます。
- ・市所有施設が防災対策上重要な位置づけにあることが多いこと、市所有施設の耐震化に対する積極的な取組みが普及啓発の観点からも重要であることから、耐震診断・耐震改修に取り組みます。

④建築関係団体の役割

建築の専門的知識を有している者であり、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会も多いことから、耐震診断・耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断・耐震改修を希望する者の相談等に応じます。

2 市が取り組む具体的施策の方向

(1) 市有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等

①市有施設の耐震診断・耐震改修

- ・市有施設のうち、学校、病院、庁舎等、体育施設等、社会福祉施設等、公民館等など地震発生時に避難場所や防災活動の拠点となる施設については、個々の立地状況や今後の建替え予定の有無等を勘案しながら、耐震診断や耐震改修を進めます。

学校 ……特に体育館等が災害時の避難収容施設として指定されている場合が多くなっています。このため、耐震診断を実施していない学校の耐震診断を促進するとともに、耐震化が十分でないと診断された学校については、耐震改修や建替えを実施することにより、耐震化を図ることとします。

病院 ……地域災害拠点病院に指定されている市立病院は、耐震化済である。

庁舎等 ……市庁舎等災害時の拠点施設として重要な役割を担う施設が多いことから、耐震診断の結果を受け、耐震改修を優先的に行うなど、災害時の拠点機能の確保を図ることとします。

体育施設等、社会福祉施設等、公民館等 ……避難収容施設として指定されている施設については、耐震診断や耐震改修を優先的に進めることとします

○災害避難収容施設の現状と目標

盛岡市地域防災計画では、避難対策計画として、収容避難場所を地区ごとに選定しており145施設が指定されているが、旧耐震基準による建築物が59棟、残り86棟(約60%)が耐震性ありと推計されます。

平成27年度までに施設の耐震診断・改修等により耐震化率は約90%程度となります。

平成18年度（現状）

用 途	総 数	旧基準によ る建築物	新耐震基準に よる建築物	耐震化率
学校	68	37	31	46%
体育施設等	18	6	12	67%
社会福祉施設等	25	6	19	76%
公民館等	27	8	19	70%
民間施設	7	2	5	71%
計	145	59	86	59%

平成27年度（目標）※旧・新基準による建築物の増減は改築計画による。

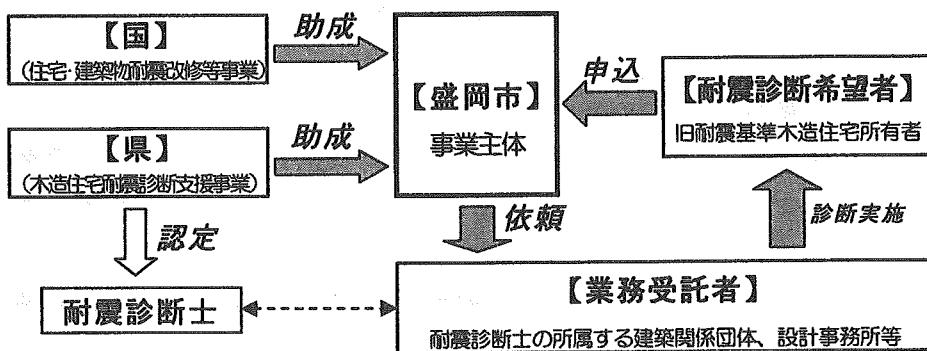
用 途	総 数	旧基準			新耐震基 準による 建築物	耐震化率
		による 建築物	現状で耐震性 ありと想定	平成27年度ま でに改修		
学校	68	37	18	13	31	91%
体育施設等	18	5	0	2	13	83%
社会福祉施設等	25	6	2	3	19	96%
公民館等	27	7	3	1	20	88%
民間施設	7	2	0	0	5	71%
計	145	57	23	19	88	90%

(2) 民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり

- 市では、平成18年度に「木造住宅耐震診断事業」を創設し、まず市民にとって最も身近で生活の基本となる木造住宅に対する耐震診断を促進しています。
- 今後は、さらに広範に、住宅全般及び不特定多数の者が利用する建築物に対する耐震診断を促進し、市民が接する機会の多い建築物についての耐震性能を知り得る環境を整備します。
- 木造住宅については、これまでの耐震診断の実績を踏まえながら、耐震改修を行いやすい環境整備に努めます。

①盛岡市木造住宅耐震診断支援事業

<イメージ>



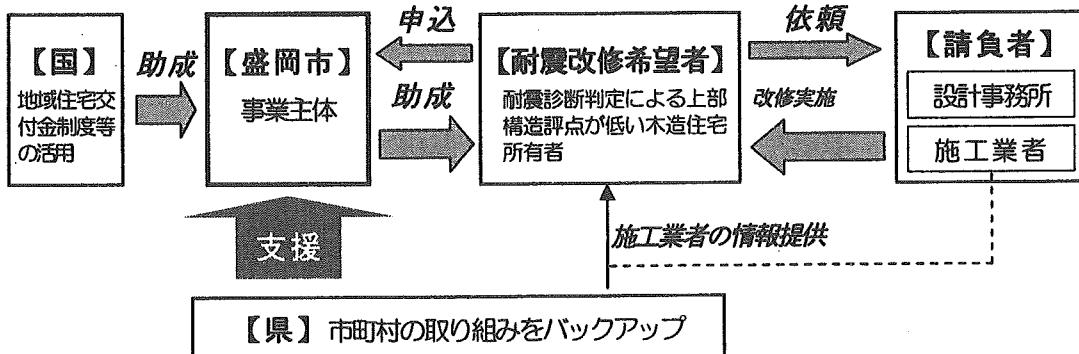
<実績及び計画戸数>

年 度	H18(実績)	H19(見込)	H20(計画)	H21(計画)
戸 数	100戸	100戸	200戸	200戸
累 計	100戸	200戸	400戸	600戸

②木造住宅の耐震改修への支援

- 耐震診断により耐震改修が必要とされた木造住宅を対象に、耐震設計や耐震改修工事などの取り組みの支援に努めます。

<イメージ>



③非木造・非住宅用途建築物の耐震診断の支援

- 旧耐震基準の非木造・非住宅用途建築物の耐震診断への取り組みの支援に努めます。

(3) 技術者の育成と安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備

①耐震診断士制度の活用及び技術支援

岩手県で認定している岩手県耐震診断士など、耐震診断技術者の周知に努め、活用を図ると共に、岩手県などが開催する耐震診断講習会等の実施に関して協力及び支援を行います。

②耐震改修方法や耐震改修事業者の情報提供

耐震診断や耐震改修の情報提供窓口を設置します。

<具体的取組例>

◇住民が自ら簡易に行える「自己耐震診断方法」の紹介

◇耐震改修方法等についての定期的な相談

◇岩手県耐震診断士、耐震改修事業者等の専門家登録情報の提供

◇耐震診断・耐震改修の実施状況のデータ公開

なお、これらの情報は各種のホームページも活用して情報提供を行います。

(4) 耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発

①耐震対策推進に向けた組織づくり

・岩手県、市、建築関係団体等からなる耐震対策推進のための組織づくりに参加、普及・啓発を行います(第4章再掲)。

②住民への情報提供・耐震対策の普及・啓発事業の実施

・耐震診断や耐震改修の重要性を紹介するパンフレットを最新情報を踏まえつつ作成し、全戸配布を行う等、住民、所有者及び利用者に効果的に配布します。

・地域の自治会組織を活用した普及啓発事業を実施します。

・専門家を活用して、耐震診断や耐震改修の意識づけを行います。

・地震防災マップを作成し公表に努めます。

③住民に対する耐震診断・耐震改修のメリットの周知

・耐震改修を行った場合の税制特例等について住民に周知します。

・リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットについて、住民への情報提供を行います。

・宅地建物取引に係る重要事項の説明事項に耐震診断の有無が加えられたことについて住民に周知します。

・建築物の維持管理状況を定期的に報告する定期報告制度に、耐震診断及び耐震改修の調査状況の項目が加えられたことについて周知します。

④地域全体の耐震化に向けた意識啓発

・地域全体の耐震性を向上させるため、「もりおかまちづくり出前講座」において「わが家の耐震診断と補強方法」等をメニューとして各地区で講座を開催、防災意識の啓発に努め抜本的な地域環境の改善につながる、住民主体の「防災まちづくり」の気運を醸成します。

(5) 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

①震災時の拠点となる建築物の機能確保

震災時に拠点となる施設は、構造的に、震災時に倒壊しないだけでなく、非常時にも機能を発揮することが必要であるため、電気・ガス・水道等のライフラインの耐震対策を進めます。

②地震時における緊急輸送道路の確保

災害時における多数の者の円滑な避難、救急消防活動、避難者への緊急物資の輸送等を確保するため、県及び市の地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路や避難道路に加えて、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路に沿った建築物について、本計画期間において耐震化に努めます。

③ブロック塀の安全対策

地震によりブロック塀が崩壊すると、死傷者が出るおそれがあるだけではなく、避難や救助・消火活動にも支障ができる可能性があることから、安全対策を推進します。

- ・通学路、避難路や避難場所にあるブロック塀等について、実態調査に努めます。
- ・危険箇所がある場合には、所有者に対して、危険性を周知し、必要な対策を講じるように促す指導を進めます。

④窓ガラス・天井・外壁等の落下物による安全対策

地震により窓ガラス・天井・外壁等が落下すると、死傷者が出るおそれがあるだけではなく、避難や救助・消火活動にも支障ができる可能性があることから、安全対策を推進します。

・平成17年度に明らかとなった窓ガラス落下の危険性のある建築物、天井崩落の危険性のある建築物、外壁等の落下の恐れがある建築物については、改修の指導に努めてきたところですが、今後とも、定期的に状況をフォローアップし、改修指導を進めます。

⑤安全なエレベータ対策の推進

地震によりエレベータが停止し、閉じ込められた利用者の救出や復旧に時間を要する事故が発生していることから、エレベータの安全対策を推進します。

また、通常使用時におけるエレベータ事故も発生していることから、メンテナンスを適切に行うよう、指導徹底に努めます。

- ・地震時におけるエレベータの閉じ込め等を防止するため、初期微動を感知し、最寄階に停止し、ドアを開放する装置の設置を推進するための実態把握や普及啓発等を推進します。
- ・エレベータの点検に当たっては、所有者等の不具合情報を確認しながら行うことを行いますなど、所有者と検査担当者が協力しながら、的確な点検が行われるよう努めます。

(6) 避難路等の現況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

- ・避難場所や防災拠点施設等に通じる避難路及びこの避難路に通じる細街路等の幅員等を調査し、避難路等沿道住宅・建築物耐震化基礎資料として整備を行いこれに基づき、これらの道路等を閉塞する恐れのある住宅・建築物について、建築指導とも連携を図りつつ、耐震診断及び耐震改修の促進を図るよう努めます。

第3章 耐震改修促進法・建築基準法等による指導等の方針

耐震改修促進法において、所管行政庁である盛岡市長は、特定建築物の耐震診断や耐震改修のために必要があるときは、特定建築物の所有者に対して、必要な指導・助言を行うことができるとされています。また、一定規模以上の特定建築物の所有者に対しては、さらに必要な指示ができるとされており、指示に従わなかった場合には、その旨を公表できるとされています。

建築基準法においては、建築物の所有者が耐震改修などを行わず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認める場合には、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期間を付けて、保安上必要な措置をとることを勧告や命令を行うことができるとされています。

1 指導等の基本的な考え方

耐震改修等が必要となる可能性があるのは、基本的には旧耐震基準により建築された建築物ですが、現在、旧耐震基準により建築された多数の者が利用する建築物は約278棟、そのうち耐震診断の結果で耐震性ありのもの及び耐震改修済みのものを除いた棟数は約233棟(盛岡市長が所有・管理するものも含みます)と推計されます。

耐震改修促進法による指示等の対象となっている建築物は、耐震化の必要性がより高いものと考えられることから、これらを対象に耐震診断や耐震改修の指導等を実施していくことにしますが、規模・用途等により対象建築物を分類したうえで、その区分ごとに指導等を進めることとします。

なお、指導等に当たっては、岩手県と密接な連携を図ることとします。

※数値は市立学校を除く。

2 対象建築物の区分

指導等の基本的な考え方を踏まえ、以下の2区分に分類し、指導等を行います。

- 重点的対応建築物(特定建築物等のうち、耐震改修促進法による指示の対象となるうる規模のもの(建築物の用途により2,000m²以上等のもの。))
- それ以外の建築物(特定建築物等のうち、重点的対応建築物以外のもの)

3 指導等の方針

(1) 重点的対応建築物への対応

①指導の実施

所有者・管理者に対し、耐震診断や耐震改修を進めるよう文書による指導を行うほか、現地調査により所有者・管理者に対する指導を進めます。

なお、文書指導や現地指導については、以下を目安として取り組みます。

・文書指導は、耐震診断や耐震改修の対応予定を把握しながら進めることとし、毎年9月、3月に設定される建築物防災週間の期間を活用して集中的に行います。

・現地指導は、計画的に実施することとし、対象となるそれぞれの建築物について、少なくとも3年に1度は現地指導を行うこととします。

②指示及び公表の実施

現地指導が2巡する平成24年度までは、文書指導や現地指導を重点的に行うことしますが、その間に耐震診断や耐震改修が具体化されない建築物については、平成25年度から順次指示を行うこととします。

この指示の結果、具体的な対応予定等が示されない建築物については、原則として建築物名等を公表するなどの措置を行うこととします。

(2) それ以外の建築物への対応

重点的対応建築物以外の建築物についても、耐震診断や耐震改修の必要性は高いため、文書による指導を継続的に実施します。

4 建築基準法による勧告・命令の実施

公表を行ったにも関わらず、建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合には、建築基準法第10条により、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、保安上必要な措置をとることなどについて、勧告・命令を実施していくこととします。

第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 「盛岡市耐震改修促進計画進捗管理委員会(仮称)」の設置

- ・施設管理担当課等及び建築指導課からなる計画のフォローアップのための委員会を設置し、主として公共建築物の耐震化について計画の進捗管理等を行い、計画の着実な推進を図ります。
- ・なお、委員会の構成は、基本的に盛岡市耐震改修促進計画策定会議の委員と同様とし、幹事会も同様とすることとします

2 「岩手県耐震改修促進協議会」への参加

- ・県、市町村、建築関係団体等の関係者で構成する協議会に参加し、耐震診断、耐震改修の普及・啓発に係る協力、情報交換等を行い、計画の円滑な実施を図ります。

<岩手県耐震改修促進協議会>

◇協議会の構成

・県

・市町村

・財団法人岩手県建築住宅センター

・独立行政法人住宅金融支援機構

・建築、不動産関係団体等

◇活動

・耐震診断促進月間(仮称)の設定

例) 防災月間の取組み等との連携

・協議会としての普及・啓発活動

例) 住民や建築物所有者に対する普及啓発

耐震診断、耐震改修に関する技術力向上・技術者の育成

住民に対する耐震診断の動機付けの取組み

耐震診断、耐震改修に関する相談対応

・耐震診断促進のための即地的活動

例) 個別訪問の実施

[参考資料1]

耐震改修促進計画策定会議・幹事会開催経緯及び市計画策定スケジュール

年 月 日	記 事	
平成17年11月7日	建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律が公布される。 ※主な改正点:国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成(都道府県は遅くとも1年以内をめどに策定、市町村の策定は努力義務)また、特定建築物が追加され、対象範囲が拡大された。	
年 月 日	盛岡市の取組み	岩手県の取組み
平成18年4月12日		第1回岩手県耐震改修促進計画策定会議 ・新沼都市整備部長出席
平成18年4月28日	第1回盛岡市耐震改修促進計画策定会議 ・耐震改修促進法(略称)の対象建築物の施設管理担当課等に案内 ・案内した施設管理担当課等:17関係課等 ・盛岡市耐震改修促進計画策定に向けて、情報の共有化を図る。	
平成18年6月16日		第1回幹事会の開催 ・防災係:下川原副主幹、斎藤(伸)主任が出席 ・岩手県耐震改修促進計画骨子(案)について
平成18年6月21日		平成18年度・岩手県住宅政策推進会議 (第2回幹事会の位置づけ) ・県と市町村で構成する住宅行政担当課の会議 ・市建築住宅課が出席
平成18年7月25日		第2回岩手県耐震改修促進計画策定会議 ・新沼都市整備部長出席 ・岩手県耐震改修促進計画骨子(案)について
平成18年9月29日		第3回幹事会の開催 ・防災係:下川原副主幹、斎藤(伸)主任が出席 ・岩手県耐震改修促進計画(案)並びに策定スケジュール等について ・各市長村長あてに(案)に対する意見照会
平成18年10月17日		木造住宅耐震診断事業の促進に係る担当者会議 ・防災係:下川原副主幹、斎藤(伸)主任が出席 ・耐震診断の進捗状況及び促進の取組みについて ・耐震改修事業に向けた取組みについて

盛岡市耐震改修促進計画策定会議設置要領

(目的)

第1 当市における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画の策定を目的として、盛岡市耐震改修促進計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 策定会議の所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 盛岡市耐震改修促進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に付帯する事項に関すること。

(構成)

第3 策定会議は、座長及び委員をもって構成する。

2 座長は、都市整備部長をもって充てる。

3 委員は、別表のとおりとする。

(座長)

第4 座長は、策定会議を総括し、会議の議長となる。

2 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときには、座長があらかじめ指名した職員がその職務を代理する。

(会議)

第5 策定会議は、必要に応じて座長が召集する。

2 策定会議は、その所掌事務を遂行するために必要があるときは、関係者に対して資料の提出、会議の出席、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(幹事会)

第6 策定会議の円滑な運営を図るために、幹事長及び構成員若干人を持って組織する幹事会を置く。

2 幹事長は、建築指導課長をもって充てる。

3 幹事は、管財課長、消防防災課長、市民活動推進課長、地域福祉課長、建築住宅課長、建築指導課長、玉山総合事務所総務課長及び教育委員会総務課長の指名した者をもって構成する。

(庶務等)

第7 策定会議の庶務は、建築指導課において処理する。

附則

この要領は、平成18年12月 日から施行する。

別表(第3関係)

座 長	都市整備部長	委 員	市民活動推進課長	委 員	建築指導課長
委 員	都市整備部次長	委 員	男女参画国際課長	委 員	玉山総合事務所総務課長
委 員	企画調整課長	委 員	地域福祉課長	委 員	水道部総務課長
委 員	行財政改革推進課長	委 員	児童福祉課長	委 員	教育委員会総務課長
委 員	管財課長	委 員	介護高齢福祉課長	委 員	生涯学習スポーツ課長
委 員	消防防災課長	委 員	保健センター所長	委 員	市立高校事務長
委 員	財政課長	委 員	建築住宅課長	委 員	道路管理課長

※都市整備部次長は、部長が指名した職員をもって充てる。

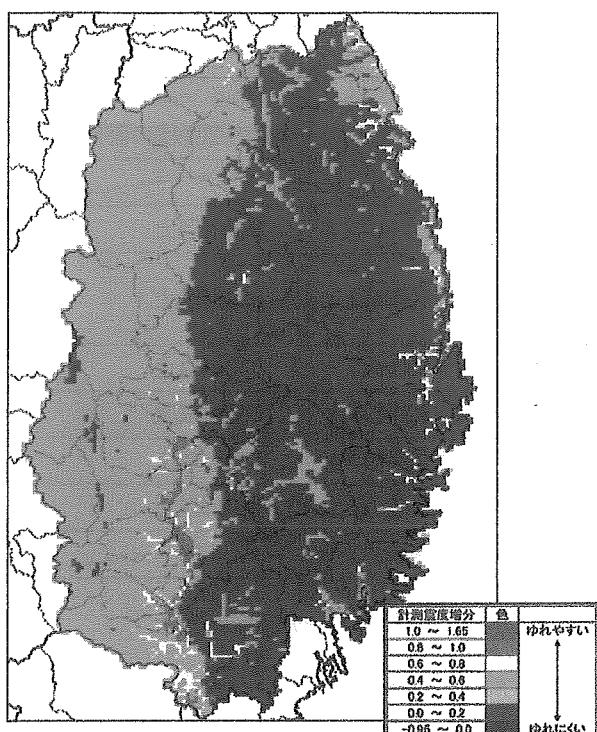
【参考資料3】

◎多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第6条、耐震改修促進法施行令第2条関係)

用途		規模要件	指示対象となる規模要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000m ² 以上 ＊屋内運動場の面積を含む	1、500m ² 以上 ＊屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000m ² 以上	
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000m ² 以上	2、000m ² 以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2、000m ² 以上	
病院、診療所	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2、000m ² 以上	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2、000m ² 以上	
集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2、000m ² 以上	
展示場	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2、000m ² 以上	
卸売市場	階数3以上かつ1,000m ² 以上		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2、000m ² 以上	
ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2、000m ² 以上	
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000m ² 以上		
事務所	階数3以上かつ1,000m ² 以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000m ² 以上	2、000m ² 以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000m ² 以上	2、000m ² 以上	
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500m ² 以上	750m ² 以上	
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2、000m ² 以上	
遊技場	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2、000m ² 以上	
公衆浴場	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2、000m ² 以上	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2、000m ² 以上	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2、000m ² 以上	
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)	階数3以上かつ1,000m ² 以上		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2、000m ² 以上	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2、000m ² 以上	
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000m ² 以上	2、000m ² 以上	

【参考資料4】防災マップ

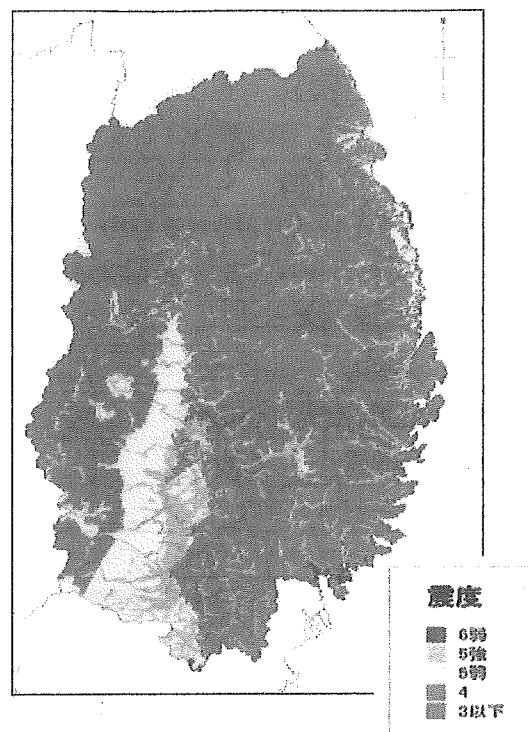
表層地盤のゆれやすさマップ



「表層地盤のゆれやすさ全国マップについて」

(平成17年10月19日 内閣府(防災担当))

震度の予測結果図(想定:宮城県沖運動地震)

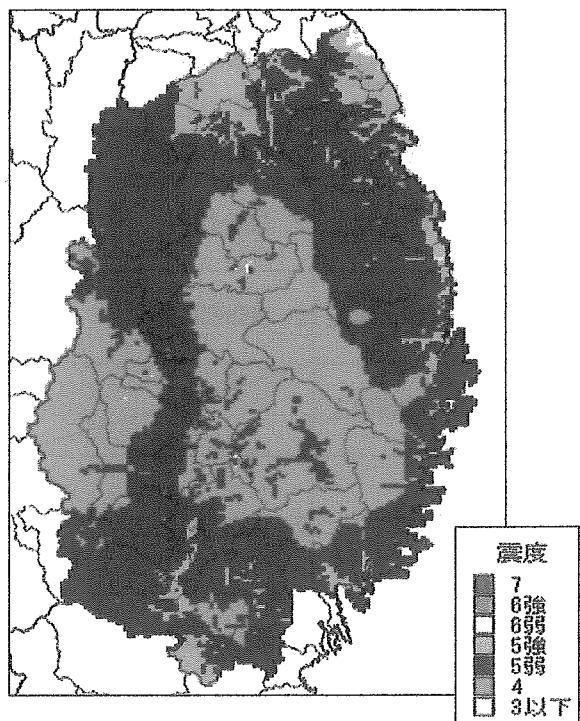


「岩手県地震・津波シミュレーション及び

被害想定調査に関する報告書」

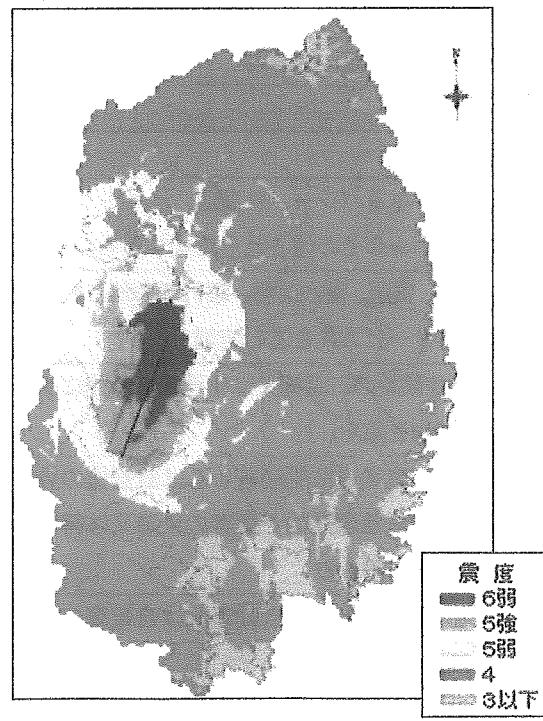
(平成16年11月 岩手県)

震度の予測結果図(想定:三陸沖北部の地震)



中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海
溝型地震に関する専門調査会」

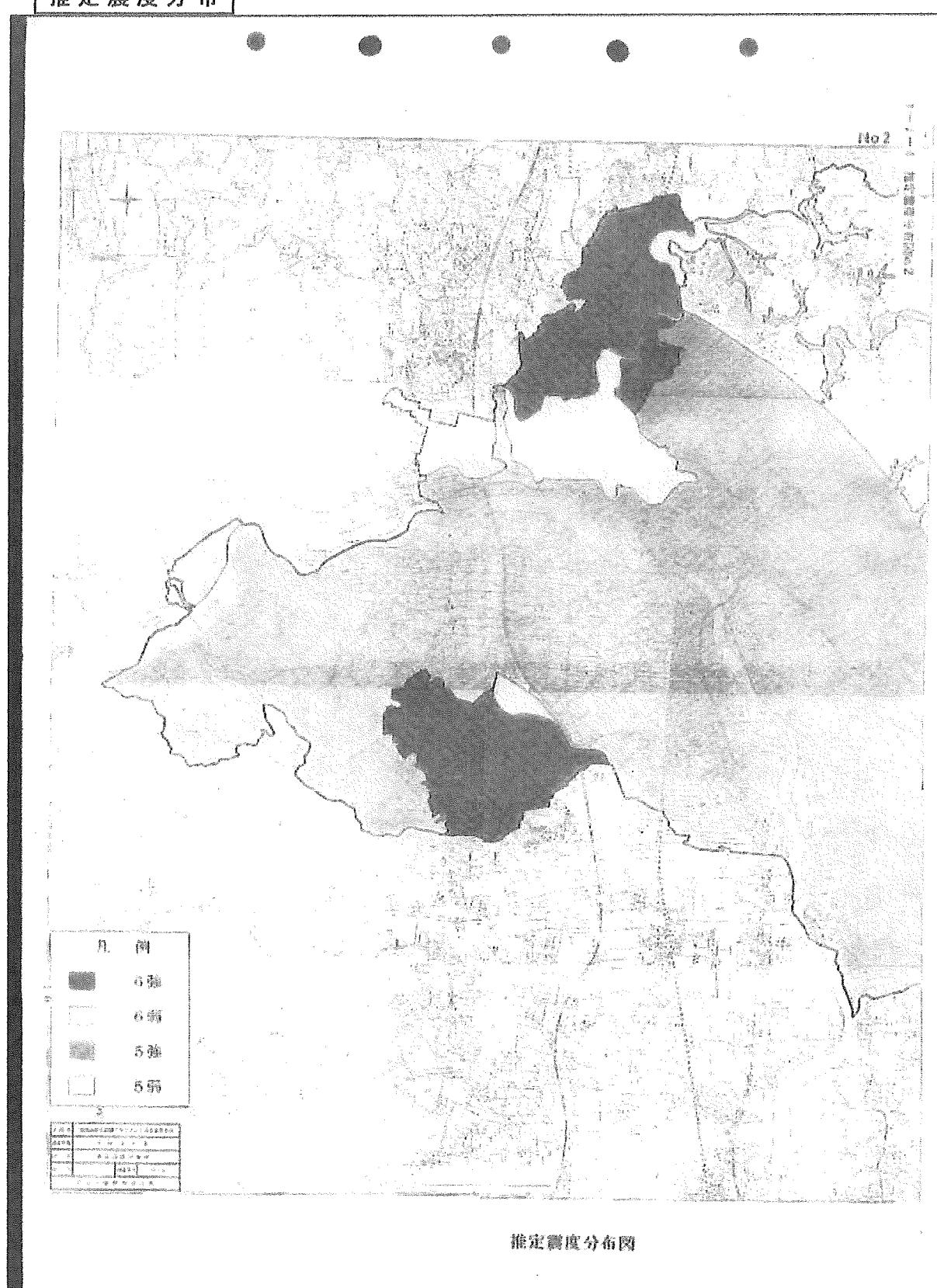
予測震度分布図(想定:北上低地西縁断層群北部
地震(北側から破壊))



「岩手県地震被害想定調査に関する
報告書」

(平成10年3月 岩手県)

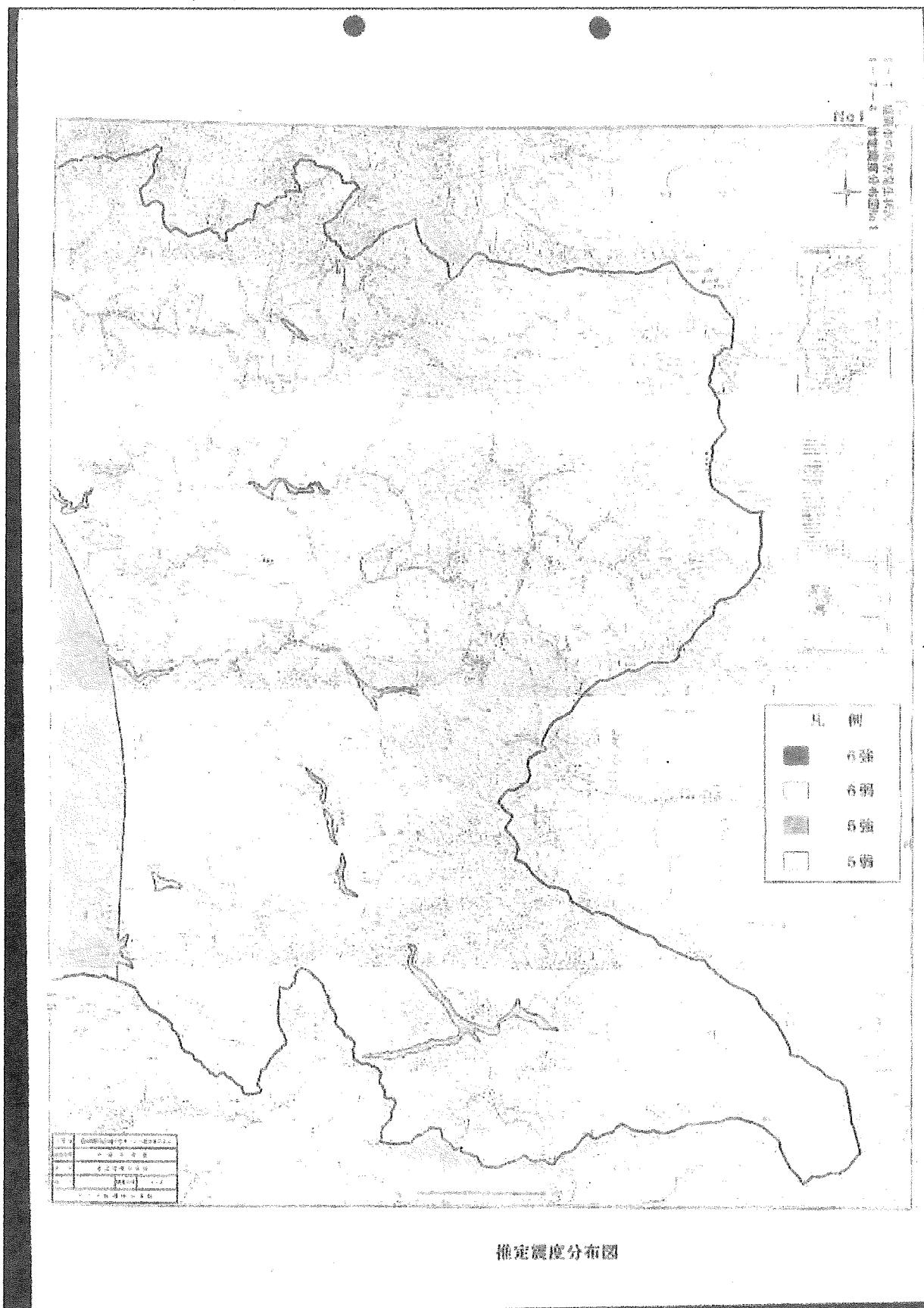
推定震度分布



推定震度分布図

資料 盛岡市地域防災計画
想定:花巻断層帯直下型地震

推定震度分布図



推定震度分布図

【参考資料5】 建築物の耐震改修の促進に関する法律

◎建築物の耐震改修の促進に関する法律(抄)

平成7年10月27日法律第123号

改正 平成8年3月31日法律第21号

平成9年3月31日法律第26号

平成11年12月22日法律第160号

平成17年7月6日法律第82号

平成17年11月7日法律第120号

平成18年6月2日法律第50号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第3条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第2章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第4条 土木交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

- 3 國土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県耐震改修促進計画等)

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合（当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項）
- 二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第3条第4号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第10条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合（特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項）
- 三 前項第1号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合（機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項）
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第4条第2項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前3項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 特定建築物に係る措置

（特定建築物の所有者の努力）

第6条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第8条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

（指導及び助言並びに指示等）

第7条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
- 三 前条第2号に掲げる建築物である特定建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成7年政令第428号で平成7年12月25日から施行）

附 則（平成17年11月7日法律第120号）（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成18年政令第7号で平成18年1月26日から施行）

（検討）

第5条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

二 消防法第2条第7項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量

三 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類 30トン

四 危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類 20立方メートル

五 マッチ 300マッチトン

六 可燃性のガス（次号及び第8号に掲げるものを除く。） 2万立方メートル

七 圧縮ガス 20万立方メートル

八 液化ガス 2000トン

九 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 20トン

十 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 200トン

3 前項各号に掲げる危険物の2種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が1である場合の数量とする。

（多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件）

第4条 法第6条第3号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

一 12メートル以下の場合 6メートル

二 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離

（所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件）

第5条 法第7条第2項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七 ホテル又は旅館

八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

九 博物館、美術館又は図書館

十 遊技場

十一 公衆浴場

十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの

十六 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

十七 幼稚園又は小学校等

十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの

十九 法第7条第2項第3号に掲げる特定建築物

2 法第7条第2項の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 前項第1号から第16号まで又は第18号に掲げる特定建築物（保育所を除く。） 床面積の合計が2000平方メートルのもの
- 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計が750平方メートルのもの
- 三 小学校等 床面積の合計が1500平方メートルのもの
- 四 前項第19号に掲げる特定建築物 床面積の合計が500平方メートルのもの

（報告及び立入検査）

第6条 所管行政庁は、法第7条第4項の規定により、前条第1項の特定建築物で同条第2項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に關し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第7条第4項の規定により、その職員に、前条第1項の特定建築物で同条第2項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第7条 法第14条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第11条第3項第2号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第4号の施設である建築物とする。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成7年12月25日）から施行する。

附 則（平成18年1月25日政令第8号）

この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成18年1月26日）から施行する。

【参考資料7】

◎建築基準法(抄)

昭和25年5月24日法律第201号

最終改正 平成18年6月7日法律第53号

(保安上危険な建築物等に対する措置)

第10条 特定行政庁は、第6条第1項第1号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4 第9条第2項から第9項まで及び第11項から第15項までの規定は、前2項の場合に準用する。